

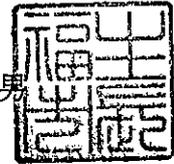
福総総発第162号

令和4年11月2日

福生市個人情報保護審議会

会長 高橋保雄様

福生市長 加藤育男



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について（諮問）

このことについて、福生市個人情報保護条例第20条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について（諮問）

経緯及び諮問の趣旨

1 本件の経緯は、次のとおりである。

(1) 改正法の施行

デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律第51条による改正後の個人情報保護に関する法律（以下「改正法」という。）が令和5年4月1日に施行されることとなり、従来、個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関については法律で、地方公共団体については条例でそれぞれ規定されていたものが、改正法に統合され、かつ、国の機関である個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。

(2) 福生市個人情報保護条例の廃止・法施行条例の制定

市においては、これまで福生市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）に基づいて個人情報保護施策を実施してきたが、今後は改正法に基づき当該施策を実施していくこととなる。

これに伴い、現行条例を廃止するとともに、改正法の規定において地方公共団体の条例へ委任している事項等を定めるための条例（以下「法施行条例」という。）を新たに制定することが必要となった。

2 本件諮問の趣旨は、法施行条例で定めることが想定される事項等（改正法から法施行条例へ委任している事項及び法施行条例で規定することを妨げない事項）について、規定内容等を決めていくための検討をしていただくことである。

検討すべきとした事項（以下「諮問事項」という。）は、次のとお

りである。

諮問事項	内容
1 条例要配慮個人情報について	地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める「条例要配慮個人情報」に関する検討
2 個人情報取扱事務登録簿について	改正法で規定する「個人情報ファイル簿」のほかに市の独自施策として「個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、公表する必要性に関する検討
3 不開示情報に係る情報公開条例との整合性について	開示請求について、改正法における不開示情報と福生市情報公開条例における不開示情報との間に差がある場合の制度間調整に関する検討
4 開示請求に係る手数料について	改正法に基づき、条例で定めることとされている開示請求時の手数料に関する検討
5 開示決定等の期限について	保有個人情報の開示決定等の処理期限に関する検討
6 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について	自治体が保有する個人情報について個人を特定できないように加工した匿名加工情報に対する、民間企業からの活用提案・契約締結に係る手数料に関する検討
7 改正法第129	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的

<p>条に基づく審議会への諮問について</p>	<p>な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会への諮問に関する検討</p>
<p>8 制度運営諮問機関及び審査請求諮問機関について</p>	<p>改正法第129条に基づく個人情報の制度運営に係る諮問と審査請求に係る諮問を受け付ける附属機関の在り方に関する検討</p>
<p>9 現行条例独自規定について</p>	<p>「市民等の責務」「運用状況の公表」等改正法には規定がない現行条例独自の規定の取扱いに関する検討</p>

これら諮問事項1から諮問事項9までを法施行条例においてどのように規定していくか、その方向性を決めるため、検討を行っていただき、御意見をいただきたい。